

住民票・戸籍謄抄本などの交付請求時に 本人確認書類の提示が必要です

戸籍法・住民基本台帳法の一部改正に伴い、虚偽の交付請求を防止し、市民の個人情報を守るため、住民票の写し・戸籍謄抄本などの交付請求時に、窓口に来られた人の本人確認を実施します。交付請求の際は、本人であることが確認できる次の書類の提示が必要となりますので持参してください。

なお、同一世帯外・同一戸籍外(第三者)の方が交付申請する場合には交付対象者からの委任状が必要になります。また申請者(第三者)の本人確認も行いますので下記の書類を併せて持参してください。また、提示の際は必要とする明確な理由を求めます。(場合によっては資料の提示を求めます。)

ご理解とご協力をお願いします。

■実施開始日 5月1日(木)

■本人確認のための書類一覧

	本人確認の種類	
ア	■運転免許証 ■旅券(パスポート) ■船員手帳 ■海技免状 ■小型船舶操縦免許証 ■猟銃・空気銃所持許可証 ■戦傷病者手帳 ■宅地建物取引主任者証 ■電気工事士免状 ■無線従事者免許証 ■住民基本台帳カード(顔写真付) ■官公庁が発行する証明書および各種免許証等(顔写真付) ■療育手帳 ■身体障害者手帳 ■外国人登録証明書	1種類を 持参してください
イ	■国民健康保険証 ■健康保険被保険証 ■船員保険証 ■共済組合員証 ■介護保険被保険証 ■国民年金手帳(または証書) ■厚生年金手帳(または証書) ■共済年金証書 ■恩給証書 ■印鑑登録証明書 ■クレジットカード ■キャッシュカード ■預金通帳	2種類を 持参してください
ウ	■学生証 ■社員証(法人が発行した身分証明書) ■公の機関が発行した資格証明書(顔写真付き)	(イ)+(ウ)の2種類を 持参してください

■問合せ 市民課 ☎(内線262)

4月から 証明書発行等の手数料を改定しました

これまで五條市では、行政全般の経費節減を行うなか、財政健全に向け、安定した自主財源の確保に鋭意努力を重ねてきました。

今回の手数料改定については、受益者負担の原則にのっとり行政サービスのあり方について検討した結果、行財政改革の一環として4月1日より、次のとおり手数料を改定しました。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

証明書の種類	旧手数料(円)	新手数料(円)	担当課
住民票の写しの交付(広域交付含む)	200	300	市民課
住民票記載事項証明書	200	300	市民課
戸籍の附票の交付	200	300	市民課
住民基本台帳の閲覧	200	300	市民課
外国人記載事項証明書	200	300	市民課
外国人登録原票の写し	200	300	市民課
印鑑登録証明書	200	300	市民課
印鑑登録証の再交付	-	300	市民課
認可地縁団体印鑑登録証明	200	300	庶務課
認可地縁団体に関する証明	200	300	庶務課
固定資産課税台帳登録事項証明	200	300	税務課
固定資産課税台帳閲覧	200	300	税務課
課税証明	200	300	税務課
納税証明	200	300	税務課・保険課
公文書および公簿の閲覧等	200	300	税務課
図面の閲覧・照会	200	300	税務課
その他手数料	200	300	各課

■各支所(西吉野・大塔支所)でも引き続き証明書等の発行を行っています。

■詳細については、各担当課へ問い合わせてください。